

<別添>

知的財産局告示

政治集会活動の事態が起こった期間の知的財産局の
監督下にある法律に基づく期限延長申請および手続きについて

知的財産局の業務に影響を及ぼす民衆による政治集会活動が発生したことに伴い、民間の事業者および一般市民は、1979 年特許法および改正法、1991 年商標法および改正法、2000 年集積回路の回路図保護法、2003 年地理的表示保護法、ならびに 2005 年 CD 製造法が定めた期限までに申請、登録出願またはその他の手続きを行うことができなかった。

よって、1996 年行政手続法第 66 条に従うべく、知的財産局長は以下の通り期限延長の手続きに関する告示を行う。

第 1 項 政治集会活動の事態が起こった期間に上記の法律が定めた期限内に何らかの申請、登録出願またはその他の手続きを行うことができなかった者は、既に期限徒過した手続きを行うために期限延長申請を行うことができる。

第 2 項 第1項に基づく期限延長申請は事態が終息してから 15 日以内に、上記の申請、登録出願またはその他の手続きの提出の障害となる政治集会活動の事態により上記の法律が定めた期限内に手続きを行えなかったことを示す理由、必然性及び証拠を提示し知的財産局担当官に提出する。

2014 年 2 月 6 日付告示

署名